

会 議 録 (要 旨)

会 議 名	第 4 回武蔵村山市行財政運営懇談会
開 催 日 時	平成 23 年 2 月 3 日 (木) 午前 9 時 57 分から正午まで
開 催 場 所	市役所 301 会議室
出席者及び 欠 席 者	出席者：細川会長、根本副会長、荒幡委員、鈴木委員、米原委員、猪委員、 細野委員 欠席者：なし 事務局：企画財務部長、企画政策課長、企画政策課主査、企画政策課主任
報 告 事 項	○ 第 3 回行財政運営懇談会の会議結果について
議 題	1 所掌事項の調査検討について 2 その他
結 論 (決定した方針、残された問題点、保留事項等を記載する。)	報告事項：第 3 回行財政運営懇談会の会議結果について 第 3 回行財政運営懇談会の会議結果（概要）について、会議資料に基づき事務局から報告し、会議録については、気付いた点等があれば、2 月 10 日（木）までに事務局に連絡することとした。 議題 1：所掌事項の調査検討について 武蔵村山市行財政運営懇談会設置要綱第 2 条の規定に基づき、第五次行政改革大綱の素案について審議し、各委員から意見をいただいた。 なお、審議は、第 3 章 行政改革の推進項目のうち【改革の柱①】最適な行政サービスの創造（質的改革）の第 2 公正の確保及び透明性の向上から第 3 参加及び協働の推進までの範囲で行った。 議題 2：その他 次回以降の会議の開催日程について協議し、第 5 回会議は 2 月 17 日（木）午後 7 時から、第 6 回会議は 2 月 24 日（木）午前 10 時から開催することとした。
審 議 経 過 (主な意見等を原則として発言順に記載し、同一内容は一つにまとめる。) (発言者) ◎：会 長 ○：委 員 ●：事務局	報告事項：第 3 回行財政運営懇談会の会議結果について 【事務局説明】 ● 第 3 回行財政運営懇談会の会議結果（概要）について、会議資料に基づき報告した。 会議録については、内容を確認していただき、気付いた点等があれば、2 月 10 日（木）までに事務局に連絡するようお願いした。 なお、第 2 回の会議録については、委員から修正の意見があったため、修正した内容を配布し、これをもって確定する旨報告した。 【質疑・意見等】 特になし。 議題 1：所掌事項の調査検討について 【質疑・意見等】 ◎ 前回の会議までの審議内容について、気付いた点等があるか。 ○ 第四次行政改革大綱には 127 の推進項目があるが、第五次行政改革大綱の素案では 87 の推進項目に整理している。87 の推進項目のうち 29 の推進項目が新規なので、第四次大綱の 69 の推進項目は第五次大綱の素案に載せなかったということになる。この 69 の推進項目は、目標を達成した又は必要がなくなっ

たということか。

- そのとおり。目標を達成したもの又は目標を達成していなくても引き続き盛り込む必要がないと判断したものは、第五次大綱の素案に盛り込んでいない。
- 第四次大綱の策定時には必要と考えたが、5年間を経て、今は必要ないと判断したものがあるということか。
- そうである。
- 推進項目の審議は、絞込みや変更をしながら進めていくのだと思うが、本日を含めてあと3回の会議で審議は終了する。第四次大綱策定時の懇談会の委員は、これまでに第四次大綱の内容を確認する機会があったか。
- ◎ 特段なかった。
- 大綱を策定した後も必要に応じて内容を見直すとのことだが、この見直しは誰がどのような契機により行うのか。行政改革推進委員会はどのような構成員か。委員は外部の人か。
- 外部の方である。識見を有する方に委嘱している。
- 大綱の内容の見直しは、行政改革推進委員会の指摘に基づいて行うのか、又は市が自発的に見直すのか。例を挙げると、市民満足度の把握・活用の推進項目は第四次大綱にも載っているが、3年ほど前に1回アンケートを実施したものの、その後何も取組が進んでいない状況である。そこで疑問に思うのは、5年間の中でどのように見直しを行ったのかということである。あと3回の会議が終了すると、この懇談会は終了となり、委員はこの第五次大綱の内容を目にすることがなくなる。推進内容をどのように担保するのか、どのようにチェックしていくのか。
- 大綱の推進状況については、毎年市において確認するとともに、常設の行政改革推進委員会に推進項目の達成状況を説明し、それに対して意見をいただいている。未着手の状態が続き進捗のないものについては、検証した上で今後の大綱に盛り込む必要性を考えた方がよいとの意見もいただいている。第五次大綱の素案の推進項目は、それらも踏まえて検討した。また、庁内には行政改革本部やその下部組織である部会があり、そこでも行政改革推進委員会の意見等も踏まえて検討し、推進項目を整理したところである。今後、第五次大綱を策定した後も、状況に応じて見直しを図るべきことが考えられるが、見直しの契機としては、行政改革推進委員会の意見に基づいて行う場合もあるし、市を取り巻く制度や財政状況の変化に応じて市が自主的に取り組まざるを得ない場合も出てくる。見直しの契機としては、市の外部からと内部からの2つの場合があるということである。
- ◎ 行政改革推進委員会は、行政改革本部の下部機関か。
- そうではない。市長の附属機関である。
- ◎ 前回までの会議で確認したように、当懇談会は第五次大綱の素案に対して意見を述べるが、最終的には庁内の行政改革本部が決定する。先ほどの質問は、第五次大綱が策定された後の、その推進状況のチェック機関はどこかということだったと思う。
- そうである。
- ◎ どのように推進状況をチェックするのかということだが。
- 推進状況をチェックするのは、行政改革推進委員会である。なお、行政改革推進委員会からいただいた意見については、行政改革本部等に報告する。例えば、平成25年度に実施と位置付けたものの、困難であるために平成27年度の

実施に変更したいという場合は、ここで審議して決定する。一義的には、行政改革推進委員会からの意見に基づき見直しを図るわけだが、場合によっては、国の要請に基づいて取り組まざるを得ないものなど、市の事情に基づいて新たな取組を加えることもあり得る。

- ◎ 年度ごとの推進状況は、広報に出しているのか。
- 出している。市報に年 1 回概要を掲載するほか、詳細は市ホームページや市役所 1 階の市政情報コーナーで閲覧できる。
- 年次計画で平成 23 年度に検討とした推進項目で、平成 27 年度まで「⇒」の表記があるものは、5 年間検討するという事か。
- そのような場合もあるし、例えば、平成 23 年度の検討の段階で、平成 25 年度に実施しようという方向性が出る場合もあり、その場合は年次計画が見直されることとなる。
- それらのことは、懇談会の委員は分からない。
- ◎ この懇談会では、例えば、大綱として 5 年間検討のままではおかしい、長くても検討期間は 3 年程度だろう、といった形で指摘することになる。
- 5 年間検討というのは、最初からやる気がないと見られても仕方がない。検討の結果、導入するかどうかの結論が出る。もちろん、検討の結果、導入できないという結論が出るのは仕方がない。5 年間を検討のままにしておくのであれば、推進項目として掲げる必要があるのかと思う。
- ◎ 常識的に考えれば、検討を行ったら、次は導入である。
- 検討の段階であり、その方向性が定まっていないものはこのような表現とした。検討の結果、実施の方向性が出る場合もあるし、実施が難しいとの結論が出る場合もある。現段階で実施時期を明記するのが難しいものについては、検討に続いて「⇒」を表記することとしている。
- ◎ 検討の結果、数年後に導入しよう、又は導入を見送ろうという結論が出るものだと思うが、最初から 5 年間の計画を検討のままとするのは問題があるのではないか。
- 表記の仕方として、1 年目を検討とするのは問題ないと思う。計画を明示できないのであれば、2 年目以降はバー表示でもよいのでは。検討が 1 年間で終わらない場合は、翌年も引き続いて検討すればよい。
- ◎ 当初 3 年計画で実施していて、検討に時間がかかったために結果的に実施時期を最終年度に延ばしてしまったというのが見直しである。方向性が見えないからといって、最初から 5 年間を検討扱いにするのは問題である。
- 庁内の会議でもその点は議論された。事務局としても、これはあくまでも目標であるので、ある程度具体的な指標や年度を入れたかった。しかし、各推進項目の所管部署では、平成 26 年度や平成 27 年度に実施と表記することで、あたかも既に決まった計画であるように受け取られることを懸念している。
- ◎ 検討の後すぐ実施という表現でなくても、その間を準備期間として表現することも考えられないか。繰り返しになるが、5 年間検討という表現は常識的ではない。それこそ役所的な表現であると言われてしまう。
- このことから連想するのは、「前向きに検討します」という台詞である。それは、何もしないことを表すのだろうと思ってしまう。
- ◎ 国会答弁と異なり、この大綱は直接市民に向けたものなので、表現に何らかの工夫が必要である。
- 検討の結果、実施する必要がないとの結論が出るものが多くあると思うが、

それは構わないと思う。検討に5年間もかけるよりは、最初の1年間で、本市ではできないという結論を出してしまった方がよいと思う。

- ◎ 例えば、実施に向けた検討期間を3年間とし、3年後に、やはりもっと時間を要するという結論が出れば、見直しを行い、更に検討期間を延ばせばよい。
- 検討期間を2年間に設定し、そこで実施するかしないかの結論を出したらどうか。そもそも、5年間検討とするものは、推進項目として掲げるべきではないと思う。
- ◎ システムの導入等は、段階的に導入するものもあるはず。その場合は、一部実施と表現してもよい。
- 基本的には、大綱に推進項目として掲げるものは、市として取り組むべきと考えるものである。ただし、実施について深く議論をしておらず、本当にその方向性がよいか分からないものは検討の扱いとし、実施の是非を判断していこうと考えた。「⇒」で示した年度については、検討の結果を受けて、何らかのアクションを起こす必要があるという思いを込めて、このように表現した。ただし、読み方によっては、ずっと検討していると受け取られても仕方がない。
- ◎ やはり目標年度は示さなければならないものではないか。少なくとも検討が終わる年度が分からないとよくない。
- 2年間を検討期間としたらどうかという提案はよいと思う。1年間の検討では、市にとっても負担が大きいと思う。2年間の中でその後のスケジュールも含めて検討すればよい。5年間検討のままとすることについては、この懇談会だけでも数人が同様の意見を出していることから、市民の多くも同じように感じるはずである。「⇒」の表記ではなく、空欄やバー表示等にする事で、少しでも誤解を小さくする工夫ができると思う。
- 市としても、今後、職員数が減ることはあっても、増えることはないはずなので、検討項目がこれだけあると、職員にもこなせる能力はないと思う。
- 外部監査制度についても、第四次大綱で5年間検討、第五次大綱でも5年間検討となっている。これでは、10年間検討ということになる。果たして、10年間、同じ部署で同じ職員が検討業務に当たれるのかという疑問もある。
- 市では、何年くらいで部署の異動があるのか。
- 4、5年程度が平均的である。
- そうすると、職員が5年間検討を行った後異動したら、それまでの検討がどこまで引き継がれるのだろうかと思う。あるいは、異動があった後にまたゼロからの検討になってしまうと、それまでの検討は何だったのかということになる。
- 5年間検討を行って、更にまた5年間検討するという状況は、検討する際に方向性を定めていないためだと思う。推進項目についてモニタリングを行い、今後実施するのか、しないのかという一歩踏み込んだ方向付けをしていれば、このような状況にはならないはずである。懇談会としても、推進項目に掲げたからといって、全て実施しなければならないと言うつもりはない。市職員がプロとして考えた結果、実施する必要がない、行政に向かないなどの結論が出たものは、どんどん削ってよいと思う。考え方ややり方を工夫すれば、変わるのではと思う。
- 業務の継続性に関する疑問については、通常4、5年で異動があり、担当が変わるものだが、それによってそれまでの検討が途絶えてしまうことはなく、必ず引継ぎはされる。職員が変わってもそれまでの検討は引き継がれる。

- 年度ごとにチェックする機関として行政改革推進委員会があり、そこで1年間の進捗状況のモニタリングがされる。進んでいない推進項目については、毎年度チェックを受けるわけで、そうすれば5年間も検討状態のままということはないと思う。5年間ずっと検討状態であることは、通常あり得ない。
- ◎ 10年間進まないのであれば、どこかでけじめをつけなければならない。
- しっかりとチェックを受けていれば、取り組むべき推進項目は減ってくるはずである。また、減ったことで新たに取り組むべき推進項目が出てくる可能性もある。行政改革を進めるためには、モニタリングを行い、チェックをしっかりとすることが重要であると考えます。
- 各推進項目のチェックは行政改革推進委員会がしっかりと役割を果たすことが必要である。
- ◎ 行政改革推進委員会は、毎年度、推進状況を確認しているのか。
- 毎年度、上半期と下半期に1回ずつ推進状況を報告している。
- ◎ 通常、検討のまま継続している推進項目があれば、指摘されるだろう。やはり、検討の扱いとする推進項目については、何年で結論を出すということを示した方がよい。
- 5年間推進項目として掲げた結果、進展のないものについては、次期の大綱では、例えばその一部を取り上げて新たな推進項目とするなどの工夫をしなければならない。
- ◎ それらは、大綱策定後に毎年度行う見直しの中で行ってもよい。
- ◎ これまで各委員から出た意見については、事務局においてよく検討してもらいたい。
- 了解した。
- 事務局への要望であるが、これから各推進項目を説明してもらう際には、可能であれば、それぞれにかかる経費についても補足してもらいたい。そうしてもらうことで、各委員が意見を出しやすくなると思う。
- 了解した。
- ◎ 推進内容の表現について、全体として気になることがあった。全体の3分の2程度は、最初に目的を掲げて後半にその手段を示す形になっているが、残りの3分の1程度は、最初に手段を示して最後に目的に触れる形になっている。表現の仕方は全体として統一を取った方がよい。全体の3分の2がそうであるように、「…を図るために、…を行う」のような表現がよいと思う。残りの3分の1は「…を行うことにより、…を図る」となっているが、これは逆にした方がよい。最初に目的を掲げた方が、読み手として理解しやすい。

第3章 行政改革の推進項目に掲げた各推進項目について、事務局から体系ごとに説明した後、個別に意見をいただいた。

(項番11・ホームページの充実～項番16・庁議の会議録(要旨)の公表)

- 項番11、項番12、項番14、項番15及び項番16については、特段の経費は要しないと考えている。項番13については、ホームページでの目録検索の前提として、電子化した文書管理システムの導入が必要であり、これに経費が必要となる。導入経費の正確な額は把握していないが、おそらく千万円単位の経費がかかると考えている。
- 項番15・各種財政情報の公表について、現在、市報に予算や決算の数字が載っているが、第1回会議の配布資料で示されたようなデータを示してもらう

と、本市の財政状況をつかみやすい。本市の扶助費の状況についても、懇談会に出席して初めて知った。全ての指標を示すのが難しいのであれば、例えば、26市の中で本市がよい指標を2つ位、悪い指標を2つ位示すだけで、財政状況に対する市民の認識も随分変わってくると思う。26市の中で本市がどのような位置にあるのかは今まで分からなかった。

- 他市においてそのような情報も公表しているところもあるので、検討していきたいと考える。
- 項番11・ホームページの充実について、推進内容で「障害者」と表記されているが、最近の公の文書では、「害」の字を平仮名とし「障がい者」と表記している。障害者団体等からの指摘もあって、このような表記になっているのだと思うが、行政の文書であれば「障がい者」に改めた方がよい。
- ◎ 常用漢字の制限があり、本来の文字が使えないという事情もある。公文書に「碍」の字が使えないことから、当て字としてこれまで「害」を使ってきたという経緯がある。最近では「害」の字のイメージが悪いことから、平仮名で表記されることが多くなってきた。それは考慮した方がよいかもしれない。
- 市の公文書上での表記の仕方として、このことは議論された経緯があるが、今のところ、「障害者」と表記する方針になっており、この部分だけを直すのは難しいと考えている。
- ◎ それは、表記の仕方として懇談会から意見があったために、そのように表現したとすればよいのでは。
- 世の中に「障がい者」と表記する流れがあるのは確かなので、市の規定が優先されるのはどうかと考える。逆に、見直しを図る方向で検討したらどうか。
- ◎ 市全体の文書への影響があるとも言える。
- 必ず変えてもらいたいということではなく、懇談会から意見があったということだけで聞いてもらえればよい。
- 項番14・出前講座の見直しは、市民向けの講座として捉えてよいか。
- そうである。
- 又聞きの話になるが、市が主催者となり外部講師を呼んで学校で開催した講座において、出席者の枠があるらしく、保護者の出席率が悪いために、PTA役員が数合わせで強制的に出席させられていると聞いた。本来、市民のために開いた講座なのに、その市民の負担になっているという理不尽な状況がある。特定の人に負担のかかるようなシステムは改めてもらいたいと思った。出前講座が悪いというわけではなく、出たい人が出ればよいというシステムにしてほしい。
- 出前講座は、市民から要請があって開催するものである。講座のメニューがあらかじめ用意してあり、その中で話を聞きたいというものがあれば、市民に申し込んでもらい、市が講師を派遣するという形になっている。今の話は、主体が市や学校にある場合であって、出席者が少ないために負担になる人が出てくるといふものだと思うが、出前講座は、あくまでも市民が主体となって開催するものであるので、出席者を無理に集めるということはないはずである。
- 出前講座については、ある団体から評判を聞いたことがある。市職員が講師として来てくれたためになったとのことである。出前講座は、必要に応じて市が講師を派遣するものだったと思う。
- そうである。
- 出席を強制されるようなケースはないということか。

- この出前講座に限っては、そのようなケースはないと言える。
- 推進内容に、外部講師の活用という表現があったので気になった。
- 外部講師の活用については、専門的な知識を必要とする講座を開催しようとする場合、市職員では対応できないテーマもある。講座のメニューに外部講師によるものも用意しておき、市民の知りたい、学びたいといった要望に幅広く応えていきたいという思いがある。市民が興味を持ちやすいメニューをなるべく増やしておきたいということである。
- ◎ 項番 11・ホームページの充実の推進内容の表現であるが、「閲覧者が容易に情報を得られるよう」ではなく、「閲覧者が容易に情報を得られるようにするため」とした上で、文の最初に置き、それに続いて「統計資料、地域情報等の掲載内容を充実し」とした方がよい。

(項番 17・タウンミーティングの実施～項番 19・意見公募手続の制度化)

- 項番 17 及び項番 19 については、特段の経費を要しないと考えている。項番 18 については、市政モニター制度の導入において、有償とするか無償とするかで経費の有無が変わってくるが、経費がかかったとしても大きな額にはならないと考えている。
- 項番 17・タウンミーティングの実施について、推進内容において「市民の期待や要望を的確に把握し」とあるが、表現が硬いと思う。実際にタウンミーティングに出席した経験から言うと、この部分は「市民の生の声を聞き」とした方がよいのではと思った。項番 17 が人対人の方法によっているのに対し、項番 18・広聴手段の充実は、様々な媒体を利用して広聴を実施するものとなっている。項番 17 と項番 18 の2つの方法で広聴を行うとの整理になるのでは。
- 項番 17 も項番 18 も、市民と市が 1 対 1 で相対するイメージがある。この懇談会のように、複数の市民と複数の職員が真っ向から意見をぶつけ合う場は設けられないのか。
- 膝を突き合わせる話合いということか。
- その場で討論した方が生の声に近い意見が出ると考えた。
- タウンミーティングに出席して聞いたことであるが、これまでは市の幹部職員と各地域の自治会長が参加して市政懇談会という形を取っていたとのこと。市民とすれば幹部職員がずらりと並べられると話しづらいとの意見があったそうである。そこで、もっとざっくばらんなスタイルで会を開催したらどうかという現市長からの提案で始まったのが、タウンミーティングだそうである。意見をぶつけ合う場の必要性も分かるが、現時点では、初期段階として現行の方法で進めていけばよいのではないか。
- 現在のタウンミーティングでは、市民の意見や要望に対し、市長がそれに答える形を取っており、その場で答えを出せない場合、持ち帰って検討し、可能なものは対応を図っている。なお、重要な条例や計画を定める場合には、市民の意見を反映させるため、市民から意見を聞く仕組みができています。そこでは限られたテーマの意見しか聞くことができないが、市民の意見を反映させる仕組みはある。
- タウンミーティングでは、市民要望に対して、市長が「それでは、明日現場を確認する」といった対応を見せてくれたので、個人的な感想としては、よい機会であると思った。
- ◎ タウンミーティングの実施の推進内容に、「内容を見直しながら」といった

文言を加えるか。

- 現在は、いつどこで市長のタウンミーティングを開催するので興味のある方は来てくださいという形を取っているが、そうではなく、ある団体が市長と懇談をしたいという場合に場を設けるということか。
- 市長に限らず、市職員であってもよい。例えば、重要な計画等を推進する場合に、市民の意見を聞きたいので、意見のある方、時間のある方は来てくださいという場を設けたらどうかということ。参加する市民は、様々な人の意見を聞ける場に出れば、自分の意見に固執しないで意見を交わすことができるのではないか。テーマを決めて、幹部職員が出席してということではなく、もっとラフな感じで意見を言える場があってもよいのではと考えた。
- 市長のタウンミーティングには、市長のほかにも出席する職員はいるのか。
- タウンミーティングは、市長のほか3人程度の職員で対応している。
- 提案だが、項番 17 の推進内容について、「地域別・テーマ別に」の部分で「地域やテーマ、開催方法等について見直しを図りながら」としたらどうか。
- ◎ 決まった形で進めていくのではなく、常に見直しを図りながら進めていくという意図を含めるとよいかもしれない。
- ◎ 項番 18 は、手段しか示されていないので、目的を示した方がよい。

(項番 20・公務員倫理・法令遵守の徹底～項番 23・オンブズパーソン制度の導入)

- 項番 20 及び項番 21 については、特段の経費は要しないと考えている。項番 22 については、総務省が取りまとめている資料によると、1,500 万円未満で実施している区市町村が 14 団体、1,500 万円以上 2,000 万円未満で実施している区市町村が 1 団体あり、平均では約 806 万円である。
- ◎ 監査委員の定数は、本市の場合、地方自治法第 195 条で 2 人と規定されており、1 人は議員、1 人は識見を有する者となっているが、外部監査制度を導入するためには、条例で定数を増やすのか。
- 条例を新たに制定することになる。
- ◎ それは、識見を有する監査委員を外部監査に切り替えるということか、それとも定数を増やすということか。
- 外部監査制度の導入には条例が必要であり、現状の監査委員はそのまま、新たに外部監査人を依頼することで、テーマに沿ってより深く外部監査をしてもらうものである。
- 推進内容について、「弁護士、公認会計士等」となっているが、「弁護士、公認会計士、税理士等」と改めると分かりやすい。
- 項番 20・公務員倫理・法令遵守の徹底について、推進内容に「不正行為の是正及び防止」とあるが、是正は不正行為があった場合に行うことである。不正行為があった場合には是正するのは当然であるので、この文言が必要なのかと考えた。
- ◎ 「是正」を削除し、「不正行為の防止」と改めた方がよいのでは。読み方によっては、不正行為があることを前提にしているとも取れる。また、文の冒頭に「不正行為を防止するため、」と目的を持ってきた方がよいのでは。
- 項番 21・入札・契約制度の改善であるが、これには市が行う公共事業も含んでいるのか。
- そうである。

- 最低制限価格とは、50万円といった額か。
 - ここで主に想定するのは、億単位の工事などである。例えば、最低制限価格を下回るような額を入札する場合に失格とするなどの措置を取る。工事の質を確保するために行うものである。業者が無理をして低い額で落札し、結果として現場で働く人にしわ寄せが来るといった話もあるよう。
 - この推進内容には、市内の業者が落札しやすくするための配慮や制度の改善などは含まれているのか。市内の業者が市の仕事を取れないという話をよく聞く。もう少し市内の業者が潤うような制度への改善が考えられないかと思う。実績や会社の規模によって入札資格が決まることは理解しているが、何か改善策がないものかと普段から考えている。
 - 結論から言うと、その考え方はこの推進項目の趣旨に入っていない。高額の工事については、実績や会社の規模によって入札資格が定まっている。一方で、小額の工事については、市内の業者が取りやすい仕組みはある。ただし、小額の工事の件数はそれほど多くないので、なかなか市の仕事が取れないという意見につながっているのかもしれない。
 - 項番 22 について、年次計画が 5 年間全て検討となっている。これについては、先ほど説明があったように、経費がどれくらいかかるという見通しがあるのであれば、項番 18 のように一歩踏み込んで、実施時期を明記してもよいのではと思った。もちろん、まだ見通しを立てるのが難しいのであれば、仕方ないと思うが。
 - ◎ 大綱では具体的に実施年度を示した方がよい。実際に検討した上で、実施が難しいとの結論が出れば、毎年度行う見直しの中で改められる。検討してもらいたい。
 - 了解した。5 年間検討の扱いであるのは、項番 23・オンブズパーソン制度も同様である。
 - 項番 22 も項番 23 も、推進項目名に「導入」の文言を使っている。そうであれば、検討の状態が続くのはおかしい。
 - ◎ 大綱において導入として掲げる以上、検討だけで終わってしまうのはまずいと思う。
 - ◎ 項番 20 及び項番 21 において、目的の頭出しが必要であると思う。項番 21 の推進内容では「…促進等の観点から」とあるが、単純に「…促進等のため」とすればよい。
- (項番 24・自治基本条例の再検討～項番 26・男女共同参画の推進)
- 項番 24 については、自治基本条例の制定に向けた市民会議等を開催する場合、謝礼等が必要となる。ただし、大きな額ではないと考えている。
 - 項番 24・自治基本条例の再検討について、推進内容の文末が「検討を進める」となっているが、回りくどいので、「検討する」でよいのではないか。
項番 25・審議会等への参加機会の拡充について、推進内容に「地域に埋もれた新たな人材」とあるが、目線が高く的確な表現ではない。当事者からは、埋もれているわけではないと言われてしまう。
 - ◎ 項番 24 の推進内容に「意識醸成を図るための検討」とあるが、推進内容と年次計画の表現が合っていない。条例を制定するのが平成 26 年度ならまだ理解できるが、意識醸成を図るための検討が平成 26 年度では遅い。平成 26 年度までは意識醸成を図る検討をしないのかという話になってしまう。

- 推進内容の後半部分の説明と異なってしまうが、年次計画で平成 26 年度に検討とした意図は、条例制定の具体的な検討を始めるということ。この点は、正確な表現となるよう修正する。
 - ◎ 項番 25 及び項番 26 の推進内容は、目的を先に出した方がよい。例えば、項番 25 は、市民各層の意見を市政に反映させることが目的である。
- (項番 27・協働事業提案制度の創設～項番 32・大学等との連携推進)
- 項番 27 については、補助金が年間数百万円となる見込みである。項番 28、項番 30、項番 31 及び項番 32 については、特段の経費は要しないと考えている。項番 29 は、グリーンヘルパーを有償で依頼する場合に経費が発生するが、大きな額ではないと考えている。
 - 項番 28・公園・緑地等ボランティア制度の推進及び項番 29・グリーンヘルパー制度の創設に関して、来年度以降、小・中学校で芝生化が実施される。芝生の管理は任意の団体が行うことになっているが、実際にその役割を担う人は少ない状況である。うまく募集できる仕組みを作ってもらいたい。芝生の管理を行うのが素人なので、グリーンヘルパーは、専門的な指導者として期待できる。なるべく早めに実施してもらえるとありがたい。
 - ◎ 項番 29 のグリーンヘルパーは、項番 28 のボランティアに対して指導できる人なのか。
 - そのようなケースも考えられる。また、一般の市民に対する指導、例えば個人の庭の緑化指導なども行える人材と捉えている。
 - 計画では、地域での緑化指導や意識高揚活動、各種施策への協力等を行う身近な実践指導者となっている。
 - ◎ 項番 28 のボランティアは、公共施設に限ったボランティアか。
 - そのとおり。市の公園、児童遊園等を対象としている。
 - ◎ 項番 28 と項番 29 は関連した推進項目として考えた方がよさそうである。
 - ◎ 項番 30・ボランティア人材パートナーズ制度の推進の推進内容において、「市民活動の促進」と「協働のまちづくりを推進」とあるが、「促進」と「推進」を分けて表現した意図はあるのか。
 - 市民活動は市民が主体であるので、活動を促す意味での「促進」とし、協働のまちづくりは市も主体であるので、自ら推し進める意味での「推進」としている。
 - 項番 31・協働による市民便利帳の発行について、市民便利帳は何年かの周期で発行しているのか。
 - 市民便利帳のような冊子は、毎年少しずつ内容が変わる部分があるので、これまでも毎年発行している。
 - この推進項目は新規に掲げたものか。
 - そうである。
 - ◎ これまでも市民便利帳は発行してきたが、企業との協働という新たな方法により取り組むため、新たに推進項目としたということか。
 - そうである。
 - ◎ 市民便利帳は市民の利便性を高めることを目的とするものであるが、この推進項目では経費節減を図ることを主眼としているということか。
 - そういことである。
 - ◎ この推進内容には目的が明記されていない。

- 項番 31 では、「協働」の文言を用いているが、文言の使い分けが難しい。企業との連携という意味ならば、「協働」でない方がよいのでは。一緒に作り上げていくのであれば「協働」であるが、協賛の意味合いであるならば「協働」ではないと思う。ここでは「協同」の方がよいのでは。
 - ◎ どの表現がよいのかは目的による。推進内容を見た限りでは何を主たる目的としているのかが読めない。あえて経費節減の目的を表に出さないという意図があるのかもしれないが。
 - ともに手を携えてという意味なら「協働」でよいが、広告面でのメリットが主ならばこの表現でない方がよい。
 - 広告協賛のほか、企画や発行、配布において企業と協力していく。
 - ◎ 発行業務は企業に任せる形だが、作成段階では企業との協働があるのでは。
 - そうである。
 - ◎ 実態に合う表現を検討してもらいたい。
 - 了解した。
 - 項番 32・大学等との連携推進であるが、推進内容の前段では大学との連携に触れ、後段では企業との連携に言及している。したがって、推進項目名は、「大学等との連携」ではなく、「産学官連携」といった表現がよいのでは。
 - ◎ 推進項目名に大学だけを独立させる必要はないという意見である。
- (項番 33・コミュニティづくりの推進～項番 36・コミュニティビジネスの支援)
- 項番 33、項番 34 及び項番 36 については、特段の経費は要しないと考えている。項番 35 については、どのようなツールを活用するかによって、経費の有無、大小が変わるが、経費がかかる場合の具体的な額は把握していない。
 - 項番 33・コミュニティづくりの推進に関して、現在の自治会加入率はいくつか。
 - 平成 22 年 4 月現在で、35.2%である。
 - 今から 5 年後にそれを 50%まで引き上げるのが目標ということになる。これを平成 24 年度に何%、平成 25 年度に何%という具合に細かく数字を示すことは可能か。5 年後の率を 50%と示すだけでよいか。
 - 自治会連合会でもそのような話題が上がる。数値目標を示すのは、非常に難しいと感じる。1 軒の加入を増やすだけでも大変な状況にある。どのように広報活動を行ったらよいか検討しているところであり、市にも協力してもらっている。市報でも、自治会の加入促進活動をしている。
 - 50%という数値目標はどうか。
 - 大変な数字だと思うが、高い目標を掲げて、それに向けて意識を持っていくことは非常によいことだと思う。ただし、年度ごとの目標を掲げるのは難しいと思う。むしろアバウトな表現の方がよいのではと思う。
 - 行政改革推進委員会からは推進期間の途中でチェックが入るのか。
 - 毎年度、推進状況を報告している。
 - 35.2%の率は、5 年前と比べて上がっているか、下がっているか。
 - 下がっている。平成 17 年は 43.8%であり、年々下がり続けている。
 - 並大抵の努力では目標を達成することはできないということか。
 - そのとおり。現状を維持するだけでも難しいのが現実である。
 - 項番 34・職員地域担当制の導入は、市長のタウンミーティングの職員版か。

職員が地域に出向いて意見等を聞くのか。職員数が少ない中で実施するのは難しいのではないか。

- 現在、試行的に行っているのではなかったか。
- まだ行っていない。イメージとしては、地域ごとに担当職員を定め、自治会単位であれば、その定例的な会合に出向き、そこで上がった意見等を市に持ち帰ったり、逆に市からの連絡事項を伝達する。
- 自治会との連携がメインということか。
- 地域のコミュニティといえば、自治会が代表的なものなので、そういうことになる。
- 自治会の立場から言えば、それを自治会加入者のメリットと捉えている。
- 担当する職員にとっては、相当の負担になると思う。通常業務に加えて、地域担当の業務を受け持つことになる。市民の立場からはありがたいことだが、かなりハードルの高い取組ではないか。
- ◎ 項番 34 の推進内容で、「職員がまちへ、現場へ」と表現した理由は何か。
- 市長のキャッチフレーズからの引用である。職員地域担当制自体が市長の公約である。
- ◎ そうであれば、かぎ括弧で「職員がまちへ、現場へ」のような表記にしたらどうか。
- 項番 33 の数値目標等で、自主防災組織結成率を掲げているが、現在はどれくらいか。
- 平成 21 年度は 38%であった。
- 自治会全体のうち 38%で結成されているということか。
- そうである。
- 自治会以外でも自主防災組織が結成されるのか。
- 基本的には自治会を単位として結成されている。
- 消防署や消防団には資材がある。自主防災組織も、丸裸では災害に対する時に危険を伴う。資材を備えるべきではないか。先ほどの説明では、予算はそれほどかからないということだったので、資材の備えはどうかと思った。
- 自主防災組織が結成された際に、資器材の購入費用等の資金を市から助成している。
- ◎ 項番 35・情報通信技術を活用したコミュニケーションツールの検討について、年次計画では検討のみになっているが、これはよいか。導入を目指すことを示す工夫が必要ではないか。
- 検討する。
- ◎ 項番 36・コミュニティビジネスの支援について、この目的は新しいビジネスの創出をバックアップするということか。
- そうである。
- ◎ 具体的なイメージはどのようなものか。
- 例えば、高齢者への配食サービスや子育て家庭への保育サービスなど、現状 NPO が担っている場合もあるが、市が手を出しきれない分野への事業参入を市が支援することを想定している。そのための情報提供や講演会の開催などが考えられる。
- ◎ ビジネス的な手法の話と NPO の話は、意味が異なるのでは。
- NPO 等が事業を継続して実施できるようにビジネス的な手法を用いるという意味である。

	<p>◎ 「ビジネス的な手法」という表現がよいのかどうか。</p> <p>● コミュニティビジネスの説明として、「ビジネス的な手法」という表現が一般的に用いられている。これまで公が担うことが多かった分野において、ビジネスとして成立し、一定の利益も上げながら進める事業である。特に配食サービスなどが当てはまると考える。</p> <p>○ 「ビジネス的な手法」と言っているが、要するに民間活力のことではないのか。「民間活力を利用してコミュニティビジネスの創出を促進する」といった表現でもよいのでは。</p> <p>議題 2 : その他</p> <p>【事務局説明】</p> <p>● 第 5 回会議及び第 6 回会議の開催日程について協議をお願いする。なお、事前に各委員に伺ったところ、2 月 17 日（木）の夜間及び 2 月 24 日（木）の午前が各委員とも都合がよいと聞いている。</p> <p>【質疑・意見等】</p> <p>○ 何時からになるか。</p> <p>● 17 日は午後 7 時から、24 日は午前 10 時からとしたいと考えている。</p> <p>◎ その日程でよろしいか。</p> <p>○ 異議なし。</p> <p>◎ 第 5 回会議は 2 月 17 日（木）午後 7 時から、第 6 回会議は 2 月 24 日（木）午前 10 時から開催することとする。</p> <p>○ 推進項目を加えるなど新しい提案がある場合、全ての推進項目の審議が終わってからのほうがよいのか。</p> <p>◎ その都度提案してもらって構わない。</p>
--	--

会議の公開・非公開の別	<p>■ 公 開 傍聴者： _____ 0 人</p> <p>□ 一部公開</p> <p>□ 非 公 開</p> <p>※一部公開又は非公開とした理由</p> <p>・ [_____]</p>
-------------	--

会議録の開示・非開示の別	<p>■ 開 示</p> <p>□ 一部開示（根拠法令等： _____）</p> <p>□ 非 開 示（根拠法令等： _____）</p>
--------------	---

庶務担当課	企画財務部 企画政策課（内線：375）
-------	---------------------